

家庭学習 ICT 通信環境支援事業実施要項

香芝市教育委員会

(目的)

第1条 この要項は、香芝市立小中学校(以下「学校」という。)に在籍する児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)のうち、利用可能なインターネット等の環境がない同家庭に対して、インターネット接続通信機器を貸与することにより、当該児童生徒の家庭学習のためのICT(情報通信技術をいう。以下同じ。)環境に係る支援事業(以下「本事業」という。)を行うことを目的とする。

(本事業の内容)

第2条 貸与する機器は、本市が調達したインターネット接続通信機器(以下「本件機器」という。)とし、貸与方法は次のとおりとする。

- (1) インターネット接続環境を用意できない児童生徒の家庭に対し、本件機器を貸与する。

(本事業の実施)

第3条 本事業は、利用者の申請に基づき、第4条の規定により認められる者に対し本件機器を貸与することにより実施するものとする。

(対象者)

第4条 本件機器については、児童生徒のうち、同家庭においてインターネット接続環境を用意することができない者であって、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するものを対象者とする。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 就学援助費受給世帯
- (3) 特別支援教育就学奨励費受給世帯
- (4) その他、個別事情の申出により教育長が特に必要と認める者

(費用)

第5条 本件機器の貸出は無料とし、インターネット接続通信に係る通信料金は、香芝市の負担とする。

(申請)

第6条 本件機器の貸与を受けようとする者は、別途定める留意事項を了承した上、家庭学習 ICT 環境支援事業申請書兼同意書(別記第1号様式)を教育長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第7条 教育長は、前条の申請を受理した場合は、当該申請者の生活状況等を調査の上、本件機器の貸与の可否を審査し、その結果を家庭学習 ICT 環境支援事業貸与決定通知書(別記第2号様式)又は、家庭学習 ICT 環境支援事業不貸与決定通知書(別記第2号様式の2)により、当該申請者に通知するものとする。

(本件機器の貸与)

第8条 教育長は、前条により利用の決定を受けた者に対し、本件機器を貸与する。

(本件機器の管理)

第9条 利用者は、本件機器を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 利用者は、本件機器の原状(パスワード等の設定を含む)に変更を加え、又は他に譲渡、転貸し、若しくは担保に供する等本事業の目的以外に使用してはならない。

(申請事項の変更等の届出)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を家庭学習 ICT 環境支援事業変更・資格喪失・辞退届(別記第3号様式)により教育長に届け出なければならない。

- (1) 住所(校区変更の場合のみ)その他申請事項に変更があったとき。
- (2) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 前号以外の事由により本件機器の利用を辞退するとき。

(利用の中止)

第11条 教育長は、第4条但書による届出により一定期間の利用が終了したとき、又は利用者がこの要項の規定に違反したときは、直ちに、機器を返還させるものとする。

2 教育長は、前条第2号又は第3号の規定による届出があったときは、直ちに、機器を返還させるものとする。

別記

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

家庭学習 ICT 環境支援事業利用申請書兼同意書

(あて先) 香芝市教育委員会 教育長

香芝市立 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 _____ 番

お子様の氏名 _____ 保護者の氏名 _____

申請理由

下記の機器の借用を申請いたします。(☑をつけてください)

モバイルルーター等 (管理番号: _____)

機器を借用するにあたり、以下の項目について確認し、同意いたします。

●確認事項(☑をつけてください)

上記の機器の正常な動作を確認しました。

「貸出に係る留意事項」について説明を受けました。

「貸出に係る留意事項」中の貸出条件を満たすこと、及び(貸出機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め)その他の項目すべてを遵守することを誓約します。

香芝市立 _____ 学校

保護者氏名 _____ 印

以下、学校確認欄

本人確認書

上記の同意者が借用者本人であることを確認しました。

●確認書類(☑をつけてください)

マイナンバーカード または マイナンバー通知カード+補助書類

運転免許証

在留カード

健康保険証+補助書類(_____)

その他(_____)

確認者

印

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

家庭学習 ICT 環境支援事業貸与決定通知書

様

下記の機器を貸与することを決定しましたので、通知いたします。

モバイルルーター等 (管理番号:)

香芝市教育委員会 教育長

第2号様式の2(第7条関係)

年 月 日

家庭学習 ICT 環境支援事業不貸与決定通知書

様

下記の機器を貸与しないものと決定しましたので、通知いたします。

モバイルルーター等

(不貸与の理由)

香芝市教育委員会 教育長

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香芝市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、香芝市教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先)香芝市教育委員会 教育長

申請事項変更

家庭学習 ICT 環境支援事業 資格喪失 届

辞 退

香芝市立 学校 年 組 番

お子様の氏名 保護者氏名

家庭学習 ICT 環境支援事業の利用について、次のとおり届出します。

変更事項

変更前

変更後

資格喪失

辞 退